

岩見沢市農山村地域公園条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料、電気料金等の物価高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

北村中央公園森森ヘルシー広場パークゴルフ場及び土里夢公園パークゴルフ場のプレー代について従来の使用料から約200%に引き上げる。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第41号

岩見沢市農山村地域公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市農山村地域公園条例の一部を改正する条例

岩見沢市農山村地域公園条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第5（備考を除く。）を次のように改める。

別表第5（第12条、第15条、第24条関係）

施設名	使用料			
北村中央公園ふれあい広場 貸しボート	1隻30分以内 150円			
	超過30分当たり 100円			
北村中央公園森プレー代 森ヘルシー広場 パークゴルフ場 土里夢公園パークゴルフ場	小学生	1日券	市民以外	400円
			市民	200円
	高校生	回数券 (11枚つづり)	市民以外	4,000円
			市民	2,000円
			市民以外	8,000円
	一般	回数券 (23枚つづり)	市民	4,000円
			市民以外	800円
			市民	400円
		回数券 (11枚つづり)	市民以外	8,000円
			市民	4,000円

		回数券 (23枚つづり)	市民以外 16,000 円 市民 8,000 円
ク ラ ブ ・ ボ ー ル 代	1 人 1 日	100 円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市農山村地域公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。